

基本目標2 ライフステージに応じた支援の充実

妊娠期から幼児期、青年期に至るまでのこども・若者一人ひとりの成長に応じ、健康・教育・安全・生活の切れ目ない支援を充実させ、安心して成長できる環境を整えます。

基本施策2-1 【ライフステージI】生まれる前から幼児期までのこと もへの支援

生まれる前から幼児期まで、こどもが安心して過ごし遊びや学びを楽しみながら成長できるよう、妊産婦および乳幼児の健康の保持増進を推進するとともに、保育や教育の環境の質を高めていきます。

1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健対策の充実 【施策2-1-1】

現状と課題

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など、家庭をめぐる環境が変化している中、妊産婦や子育て世帯が孤立することなく、安心して出産・子育てできる環境を整えることが重要です。
- 本市では、秋田市版ネウボラにおいて、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援体制の構築に努めてきました。令和6年度には子ども家庭センターを開設したところであり、児童福祉と母子保健の連携を図りながら、不妊や予期せぬ妊娠を含めた妊娠・出産・子育てについて支援の充実に取り組む必要があります。
- 産後間もない産婦に対しては、母親に休養の機会を提供するとともに、育児不安の軽減を図るための産後ケアを実施していますが、支援を必要とする産婦が適時利用できるよう、今後も計画的に提供体制を整備する必要があります。
- 「ニーズ調査」では、秋田市版ネウボラや各種教室の認知度が令和元年調査より高くなっています。悩みを抱える妊産婦や保護者等を早期に把握し、支援につなげられるよう、各種教室、相談事業の充実および周知に努める必要があります。
- 乳幼児期の健康の保持増進を図るため、健康診査や予防接種等の推進に努めていますが、3歳児健診以降の幼児が不安なく就学を迎えられるよう、5歳児健診の実施体制を整備するなど、幼児期から学童期に向けての切れ目ない支援に努める必要があります。

- また、健康に関する正しい知識の普及・啓発のため、様々な機会を捉え、情報提供に努めるとともに、母子保健情報の電子化を推進していく必要があります。

施策の方向性

- 妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実

- ◆ 子どもの誕生前から幼児期までを通じて母子の健康が確保されるよう、相談支援の充実や各種事業の周知を図り、関係機関と連携しながら切れ目ない支援に努めます。（子ども健康課）
- ◆ 必要とする妊産婦が、個々のニーズに応じ適時利用できるよう相談支援の提供体制の整備に努めます。（子ども健康課）
- ◆ 幼児の発育・発達段階に応じた相談の機会を設け、安心して学童期を迎えるよう支援の充実に努めます。（子ども健康課）
- ◆ 健康に関する正しい知識の普及・啓発に努め、必要時に適切な支援につながるよう、相談体制の充実に努めます。（子ども健康課）

主な取組・事業

※作成中（以下は、参考として第4次子ども・子育て未来プランの取組・事業を記載したもの）

- 利用者支援事業（こども家庭センター型）（子ども健康課）
妊娠期からの相談支援事業（秋田市版ネウボラ）（再掲）
妊娠届出時等に、母子保健コーディネーター（助産師）が妊婦と面談し、個々人の状況に応じた相談や情報の提供を行う。必要時関係機関と連携しながら継続的な支援を行う。
- 妊婦等包括相談支援事業・妊婦のための支援給付（子ども健康課）
妊婦やその配偶者等に対して面談等を実施し相談に応じるとともに、必要な支援につなげる。合わせて妊婦とその胎児に対し給付金を支給する。
- 妊産婦健康診査（子ども健康課）
妊婦を対象に妊婦一般健康診査および産婦を対象に産婦健康診査を行う。
- 妊産婦交流（産前・産後サポート事業）（子ども健康課）
妊娠・出産および産後に関する相談に対し、必要な指導や助言を行うとともに、参加者同士の交流を図ることにより、不安を持つ妊産婦を支援する。
- 両親学級（産前・産後サポート事業）（子ども健康課）
妊婦およびその配偶者を対象に、赤ちゃんのお風呂の入れ方や抱き方の体験学習、助産師による講話等を行う。

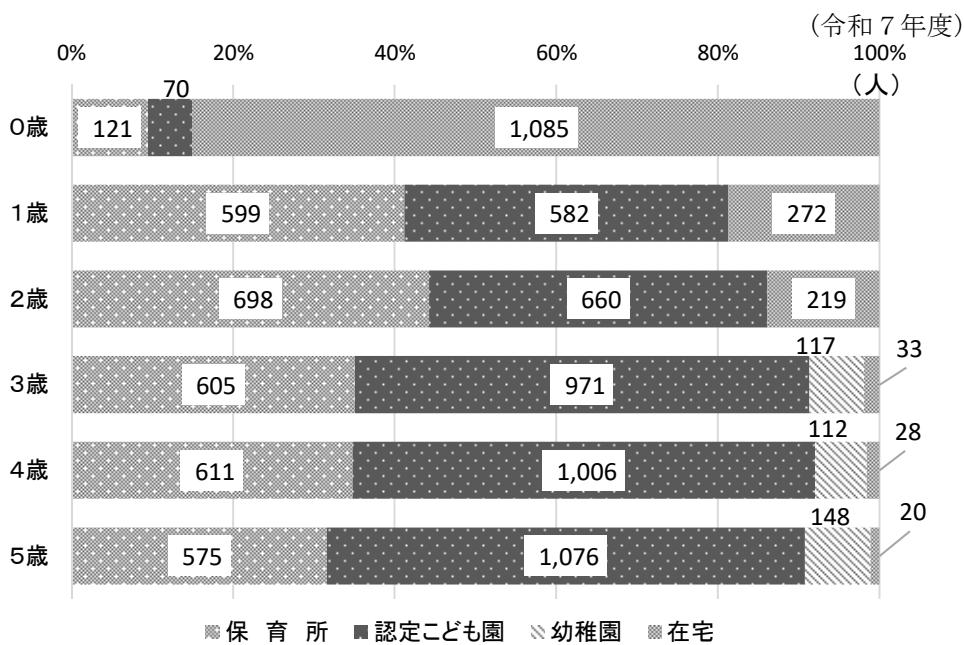
- **妊娠婦相談（産前・産後サポート事業）（子ども健康課）**
妊娠婦の体や心の変化に関する知識の提供、個別相談および参加者同士の交流を行う。
- **母子の訪問指導（子ども健康課）**
支援が必要な妊娠婦、新生児、未熟児および乳幼児等に対して、訪問指導を行う。
- **乳児家庭全戸訪問事業（子ども健康課）**
生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、親子の心身の状況、養育環境等を把握し、子育て支援に関する情報提供や助言を行う。
- **産後ケア事業（子ども健康課）**
産後の母親に休養の機会を提供するとともに、母子に対する保健指導や授乳指導等を実施し、心身のケアや育児サポート等の支援を行う。
- **乳幼児健康診査（子ども健康課）**
乳児（1か月児、4か月児、7か月児、10か月児）、幼児（1歳6か月児、2歳児〔歯科〕3歳児、5歳児（令和9年度から実施予定））を対象に健康診査（歯科健康診査）を行う。
- **経過観察クリニック（子ども健康課）**
1歳6か月児健康診査等で精神行動発達での経過観察が必要になった幼児を対象に、専門職による観察や発達状況の評価および適切な養育支援を行う。
- **幼児発達支援事業（子ども健康課）**
3歳児健康診査後の幼児で、行動発達面等に支援の必要な親子に対し発達相談、出張相談、電話相談により支援を行う。
- **予防接種事業（健康管理課）**
予防接種法に基づき、対象となる乳幼児に定期接種を実施する。
- **健康教育・健康相談（子ども健康課）**
地域の要望に応じて健康教育・健康相談を行う。
- **育児相談（子ども健康課）**
乳幼児およびその保護者を対象に、定期相談および随時対応により、保健師、栄養士、歯科衛生士が育児相談、食生活相談、歯科相談等を行う。
- **むし歯予防教室（子ども健康課）**
幼児とその保護者を対象に歯磨きの実技指導、食生活についての講話、個別相談などを行う。
- **幼児フッ化物塗布事業（子ども健康課）**
幼児を対象に、歯科医療機関においてフッ化物塗布を行う。
- **不妊治療費助成事業（子ども健康課）**
不妊治療に要した費用を助成する。

2 幼児期までの子どもの成長への支援【施策 2-1-2】

現状と課題

- 今をともに生き、次代をつくる存在である子どもの成長を社会全体でしっかりと支えていくことは、未来への投資です。乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、保育所・認定こども園・幼稚園への就園状況も異なるなど、育ちの環境は様々です。その多様性を尊重しつつ、保護者の「子育て」を支えるとともに、「子どもの育ち」に係る質にも目を向け対応していくことが重要です。
- 本市では、保護者の就労形態の多様化等による保育需要の増加に対応するため、計画的な施設整備等を行い、15年連続で年度当初における待機児童ゼロを達成してきました。今後も多様化する保育需要に対応する体制を整えるとともに、一人ひとりの発達に応じた成育環境の整備を行う必要があります。幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、子どもの育ちを支援する幼稚園教諭や保育士などの資質向上にさらに努め、質の高い教育・保育を提供していく必要があります。
- 一人ひとりの発達に応じた質の高い教育・保育を安定的に提供できるよう、専門性を有する職員による要請訪問および園内研修への訪問を実施するなど、各施設の現状や課題等の共有や解決に向けて具体的な助言や情報提供等を行うとともに、子育て支援員研修等を実施するなど、保育士等の研修の機会を確保し、専門性の向上を図っています。また、子ども一人ひとりが安心して小学校生活をスタートし、自信や意欲を持って活動することができるような環境を整えるために、幼稚園や保育所等の教職員との情報交換や意見交流をもとに、スタートカリキュラムの検証・改善を行うなど、子どもの学びと育ちのつながりを意識した指導を充実させる必要があります。
- 3歳未満児の保育を提供する小規模保育事業など地域型保育事業と認定こども園、幼稚園および保育所などの教育・保育施設との切れ目のない連携・接続と、さらに教育・保育施設と小学校との円滑な接続について支援に努めていく必要があります。
- 保育ニーズが多様化していることから、延長保育や休日保育、一時預かり、病児・病後児保育などの多様な保育サービスの充実に引き続き努めていく必要があります。また、核家族化や地域のつながりの希薄化が進行していることから、在宅で子育てしている家庭における保護者の心理的・身体的負担を軽減していく必要があります。

【図表 4-18】幼児期までの子どもの居場所（幼稚園、保育所、認定こども園、在宅（年齢別人数））



施策の方向性（取組・事業）

○ 幼児教育・保育の環境の充実

- ◆ 教育・保育施設等の計画的な整備などにより、年間を通じた保育需要に対応し、安定した幼児教育・保育環境の提供を図ります。
- (1) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容および実施時期（施設型給付・地域型保育給付）【※123～130ページに数値内容等を掲載】

第4次プランでは、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における教育・保育の量の見込み（必要利用定員数）とそれに対応する提供体制の確保内容・実施時期を定めています。

量の見込みは、「ニーズ調査」により把握した教育・保育施設の利用状況および利用希望や、計画期間における児童数の推計等を踏まえ、認定区分ごとに設定しています。

① 提供体制の確保内容について

量の見込みに対する提供体制については、子ども・子育て支援制度における「施設型給付」・「地域型保育給付」の対象として確認を受けた保育所・認定こども園・幼稚園（特定教育・保育施設）および小規模保育事業・事業所内保育事業（特定地域型保育事業）の区分で設定しています。

また、確認を受けない幼稚園や幼稚園における預かり保育、企業主導型保育施設の地域枠を確保内容に含めることが可能とされていることから、これらの施設についても、確保内容の一つとしています。

各地域における量の見込みに対する提供体制については、中央地域において、全認定区分で量の見込みを大きく上回る提供体制となっていることから、その余剰分を隣接地域の受け皿として活用することにより、本計画の最終年

度である令和11（2029）年度まで確保が可能です。

② 既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合の需給調整について

既存の幼稚園・保育所から認定こども園への移行希望がある場合は教育・保育提供区域を問わず、原則として認可・認定を行うこととします。幼稚園から移行する場合の2号・3号定員、保育所から移行する場合の1号定員については、各教育・保育提供区域の状況や施設の利用実態を踏まえ、利用定員を設定していきます。

③ 教育・保育施設および地域型保育事業の整備について

一部の教育・保育提供区域を除き、「量の見込み」が「確保方策（利用定員）」を下回っていることから、新たな教育・保育施設および地域型保育事業の認可については、提供区域の状況や設置者の経営状況などを考慮した上で、原則、新規認可は行わないこととします。また、特定地域型保育事業等から保育所などへ移行する際についても同様とします。

④ 保育利用率の設定について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、全国的に満3歳未満のこどもに待機児童が多いことに鑑み、満3歳未満の子どもの数全体に占める、3号認定子どもの利用定数の割合である「保育利用率」の目標値を定めることとされています。

保育利用率の目標値は、以下の数値とします。

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①満3歳未満の子どもの全体数(人)	5,968	5,863	5,864	5,734	5,616
②3号認定子どもの利用定員数(人)	3,895	3,895	3,895	3,895	3,895
保育利用率(②／①)	65.3%	66.4%	66.4%	67.9%	69.4%

(2) 教育・保育の一体的提供および当該教育・保育の推進に関する体制の確保内容

① 認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の良さを併せ持ち、保護者の就労状況に関わりなく柔軟にこどもを受け入れられる施設であり、地域の実情に応じた普及への取組が求められています。本市の認定こども園は、令和6（2024）年10月1日現在で35園と普及しております、今後も認定こども園への移行を希望する幼稚園、保育所等が円滑に移行できるよう、情報提供など必要な支援を行なながら、その普及に努めます。

② 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援

質の高い教育・保育および子育て支援を提供していくためには、子どもの

育ちを支援する幼稚園教諭や保育士などの専門性や経験が極めて重要です。本市においても専門性を有する職員を各施設に派遣し、県の児童教育センターと連携しながら、幼稚園教諭や保育士等が保育のニーズや課題等を共有し、教育・保育の質の向上が図られるよう、研修機会の確保、研修内容の情報提供などの支援に努めます。

(3) 質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る考え方とその推進方策【関連施策 4-3-1】

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、この時期の発達は連続性を有することから、一人ひとりの発達に応じた質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供を通して、すべての子どもの健やかな育ちを保障することが必要です。本市においても、在宅を含むすべての子どもと子育て家庭を対象として、地域のニーズに対応した多様かつ総合的な子育て支援を開拓し、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに取り組みます。

(4) 教育・保育施設および地域型保育事業を行う者の相互の連携ならびに認定こども園、幼稚園および保育所と小学校等との連携についての考え方とその推進方策

こども・子育て支援において、認定こども園、幼稚園および保育所は、地域の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、地域型保育事業は、身近な地域で3歳未満児の保育を提供する役割を担います。この両者が密接に連携、協働することにより、教育・保育の質の向上が図られるものと考えます。加えて、地域型保育事業を利用した子どもが満3歳以降も切れ目なく適切に教育・保育を受けられよう配慮が必要です。このようなことから、教育・保育施設と地域型保育事業者がスムーズに連携できるよう支援に努めます。

また、子どもの発達や学びは連続性を有することから、乳幼児期の教育・保育施設の職員と小学校教員が子どもの育ちや指導・援助の方法について相互理解を図ることが必要です。そのために、両者を対象とする研修会を引き続き実施するとともに、交流機会の充実を図り、幼保小の円滑な接続の支援に努めます。

(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保内容【関連施策 4-3-1】

令和元（2019）年10月からの児童教育・保育の無償化に伴い、新たに創設された「子育てのための施設等利用給付」は、市が保育の必要性があると認定した「3歳から5歳までの子ども」と「0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども」を対象に、「施設型給付」の対象外である幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等の利用について給付するしくみです。

給付にあたっては、保護者の利便性や施設の事務負担等を考慮し、「施設型

給付」の対象外である幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業については、施設に対する代理受領により対応することとし、それ以外の事業等の利用にあたっては、利用状況を適切に把握する必要性から、保護者からの申請に基づく償還払いにより対応することとします。

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施のため、給付に関する案内や申請等の手続きについて、対象施設と連携し、公正かつ適正な給付に努めます。

○幼児教育・保育の質の向上

- ◆ 幼稚園教諭や保育士など人材の確保と専門性や経験の向上のため、研修機会等の確保や情報提供を行うとともに、幼保小等の連携・接続の支援に努め、教育・保育の質の向上を推進します。（子ども育成課）
- ◆ 幼保小の教職員が協働して教育活動に取り組み、架け橋期の教育の充実を図るため、「架け橋プログラム」の作成や実施を推進し、学びや育ちのつながりを意識した連携体制のより一層の充実を図ります。（学校教育課）

○多様な保育ニーズへの対応

- ◆ 子育て家庭の多様な保育ニーズに対応するため、保育サービス等の充実に努め、柔軟に対応できる体制を整えます。（子ども育成課）
- ◆ 在宅で子育てしている家庭も安心して子育てができるよう、ニーズに応じたサービスの提供に努め、保育環境を整えます。（子ども育成課）

主な取組・事業

※作成中（以下は、参考として第4次子ども・子育て未来プランの取組・事業を記載したもの）

- 幼保小研修会の充実および幼児と児童の交流活動の推進（学校教育課、子ども育成課）
幼稚園教諭、保育教諭、保育士、小学校教員を対象とした幼保小連携研修会を実施する。また、幼児と小学生の交流機会の推進を図る。
- 休日保育事業（子ども育成課）
日曜、祝日に勤務がある保護者の保育需要に応えるため、保育所の休日保育の実施を促進する。
- 延長保育事業（子ども育成課）
通常の利用日および利用時間以外の利用日および利用時間において、認定こども園・保育所等で保育を実施する。

- **一時預かり事業（子ども育成課）**

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所等において、一時的に預かり、必要な保護を行う。

- **病児保育事業（子ども育成課）**

病院や保育所等に付設された専用スペース等において、病児等を一時的に保育する。

基本施策 2-2 【ライフステージⅡ】 学童期・思春期におけるこども・若者への支援

こどもたちが元気に学び、自分らしくのびのびと成長できるように、家庭や地域と連携しながら、こどもの心身の健康づくりや安全確保、教育環境の充実に取り組みます。

1 小児医療への支援と心身の健康づくり【施策 2-2-1】

現状と課題

- 「ニーズ調査」の結果、「子育てに関して日常悩んでいることや不安に思っていること」として、「病気や発育・発達に関するこども」を挙げた保護者の割合は、就学前児童の保護者で44.0%、小学校児童の保護者で31.7%と、どちらも「平成31年調査」(就学前児童の保護者38.2%、小学校児童の保護者24.9%)から増加しており、特に就学前児童の保護者の悩みや不安の中では、全体で2番目に高い割合となっています。このことから、乳幼児期から早期相談支援や医療費助成などにより保護者の不安や負担の軽減を図る必要があります。
- また、急な病気などでこどもが夜間・休日に安心して受診できる小児救急に対する市民の利用意向は高く、「ニーズ調査」によると「市立秋田総合病院の小児救急」について、就学前児童の保護者の約8割が「今後利用したい」と回答しています。
- 秋田市の39歳までの自殺者数は、平成30年以降増加傾向にあります。また、10歳代、20歳代、30歳代の年代別死因の第1位がいずれも自殺となっています（令和4年人口動態統計）。「こども調査」の結果では、成長に伴い悩みごとが多くなっている一方で、悩みや不安、困りごとがあるとき誰にも相談しないと答えた割合が各年代の1割程度となりました。また、相談窓口を利用したいと思わないと答えた割合が、中学生、高校生および若者で6割を超えていました。その半数弱は「相談できる人が身近にいるので、行く必要がないから」と答えていますが、「相談しても解決できないと思うから」「相手がどんな人か分からないから」という理由が次に多くなっています。こども・若者は悩みごとがあっても誰にも相談しない傾向がみられます。相談することへの抵抗感、相談することのメリットを実感できないなどから、SOSを出せずに問題をかかえこみがちであることが課題となっています。
- また、こどもが自らの心身の健康を保持増進し、健康課題を解決していくことができるよう、主体的な保健教育の充実を図るとともに、主体的に健康を維持していくけるような学習の機会が必要です。引き続き、教職員研修においてこどもの自殺防止やSOSの出し方、受け方に関する内容を取り上げるなど、指導内容の充実を図る必要があります。

【図表 4-19】市立秋田総合病院の小児救急に関する認知度等（ニーズ調査）

	対象者	R6		H31		(%)
		はい	いいえ	はい	いいえ	
知っているか	就学前児童の保護者	87.0	13.0	90.4	9.6	
	小学校児童の保護者	89.5	10.5	90.5	9.5	
利用したことがあるか	就学前児童の保護者	55.1	44.9	61.0	39.0	
	小学校児童の保護者	70.8	29.2	61.3	38.7	
今後利用したいか	就学前児童の保護者	80.3	19.7	83.6	16.4	
	小学校児童の保護者	76.7	23.3	78.3	21.7	

【図表 4-20】子ども福祉医療制度の推移

	制度拡充内容	受給者数 (年度末)	対象	所得制限	助成内容
令和2年度	未就学児の所得制限撤廃 小学生の所得基準緩和	25,745人	0歳～中学生	有り (未就学児は無し)	半額助成(自己負担上限千円) ※0歳児、住民税所得割非課税世帯は全額助成
令和3年度		25,233人			
令和4年度		24,443人			
令和5年度	対象に高校生年代を追加 中学生の所得基準緩和	29,847人	0歳～高校生年代		
令和6年度	所得制限撤廃	35,207人	0歳～高校生年代	無し	

【図表 4-21】子ども福祉医療費給付状況（ひとり親家庭等児童福祉医療費含む）

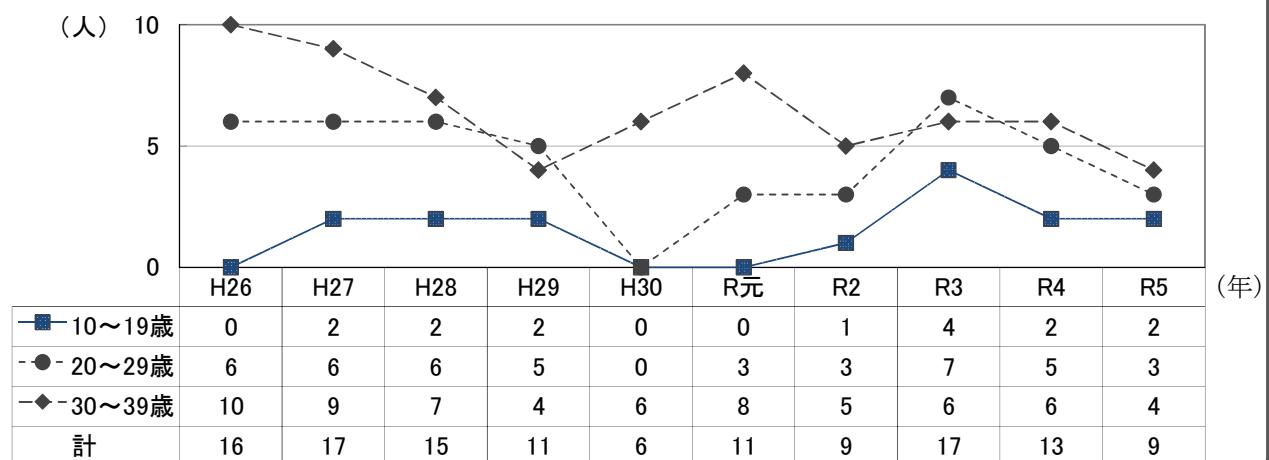
年 度	福祉医療費					
	総数		福祉医療（県）		福祉医療（市）	
	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)
令和2年度	357,673	535,605	344,592	515,332	13,081	20,273
令和3年度	408,285	616,579	384,617	588,155	23,668	28,424
令和4年度	408,710	611,923	385,846	583,850	22,864	28,073
令和5年度	489,282	742,943	442,761	672,831	46,521	70,112
令和6年度	540,678	862,555	506,706	804,542	33,972	58,013

(県)は県制度活用部分、(市)は市単独制度部分

【図表 4-22】未熟児養育・小児慢性特定疾病医療の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
未熟児養育	受給者数(人)	173	156	139	125	96
	医療費(円)	29,610,160	29,515,139	26,232,677	26,400,477	18,150,200
小児慢性 特定疾病	受給者数(人)	414	459	423	419	415
	医療費(円)	80,317,671	84,198,520	82,869,002	86,066,520	91,773,673

【図表 4-23】39歳以下の自殺者数の推移（人口動態統計）



【図表 4-24】相談窓口を利用したいと思わない理由（こども調査）（若者調査）

	かる相談で、きる人が多い人が近にない	と相談しても解決できない	自分ひとりで解決するべき	自分ひとりで解決するべき	と誰にも知られたくない	らの自分が変な人に思われる	自分の欠点や失敗を悪く	な相手がどんな人かわから	う何を聞かれるか不安に思	だを嫌なこと、できなれい	い相手にうまく伝えられな	の裏にやれたり、失望する	お金がかかると思うから	その他	な特に理由はない、わから	不明
高校生 (1,062人)	48.6	23.0	10.2	10.6	5.3	4.2	20.6	9.0	4.7	15.2	5.4	4.1	3.1	11.6	1.8	
若者 (664人)	46.1	43.4	9.0	11.0	7.7	5.9	36.4	10.1	7.7	17.6	5.7	5.9	7.7	3.0	0.8	

施策の方向性

○小児医療への支援と心身の健康づくり

- ◆ 市立秋田総合病院における小児科救急外来の周知を図るとともに、未熟児や小児慢性特定疾病など医療が必要な児童等の治療に係る経済的負担の軽減、相談・支援に努め、安心してこどもを生み、健やかに育てることができる環境づくりを進めます。(子ども総務課、子ども福祉課、子ども健康課)
- ◆ 教育現場や関係機関と連携して相談体制の充実を図るとともに、児童生徒が心の危機に気づく力と相談する力を身につけ、学校やその後の社会で起こる問題に対して適切に対処できる力につながるようSOSの出し方教室を実施します。(健康管理課)
- ◆ 若者は、学業、結婚、子育て等多様な場面において、様々な課題を抱える世代であることから、民間団体や関係機関と連携し、相談しやすい環境づくりに努めます。(健康管理課)
- ◆ こどもが自らの心身の健康についての理解を深められるよう、副読本「わたしたちの健康」の内容の充実に努めます。(学校教育課)
- ◆ スクールカウンセラー等と連携し、児童生徒がSOSを出せるような支援のあり方や、児童生徒から出されたSOSの受け止め方について学ぶ機会を設定するなど、教職員研修の充実に努めます。(学校教育課)

主な取組・事業

※作成中（以下は、参考として第4次子ども・子育て未来プランの取組・事業を記載したもの）

- **市立秋田総合病院における小児科救急外来の周知（子ども総務課）**
夜間や休日に小児の救急患者に対応している市立病院の小児科初期診療部門について、市ホームページ等で周知に努める。
- **子ども福祉医療費の助成（子ども福祉課）**
こどもが必要な医療を確実に受けられるよう、所得制限を設げずに、こどもに係る医療費の自己負担分を助成する。
- **未熟児養育事業（医療の給付）（子ども健康課）**
入院医療を必要とする未熟児に対し医療の給付を行う。
- **小児慢性特定疾病支援事業（子ども健康課）**
小児慢性特定疾患に罹患している18歳未満の児童（継続の場合20歳到達まで）に対し医療費の給付および自立支援を行うとともに、日常生活の便宜を図るために、日常生活用具の給付を行う。
- **精神保健福祉相談・教育事業（健康管理課）**
心の健康相談の開催と思春期等の心の健康についての講座を実施する。

- 小・中学校フッ化物洗口事業（学事課）

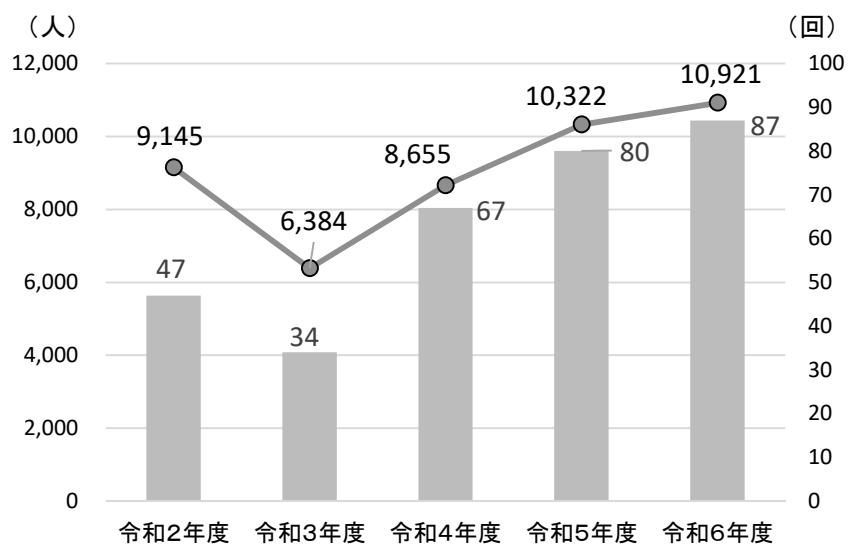
市立小・中学校の児童生徒について、保護者の希望を確認し、学校でフッ化物洗口を継続的に実施する。

2 青少年健全育成活動の推進【施策 2-2-2】

現状と課題

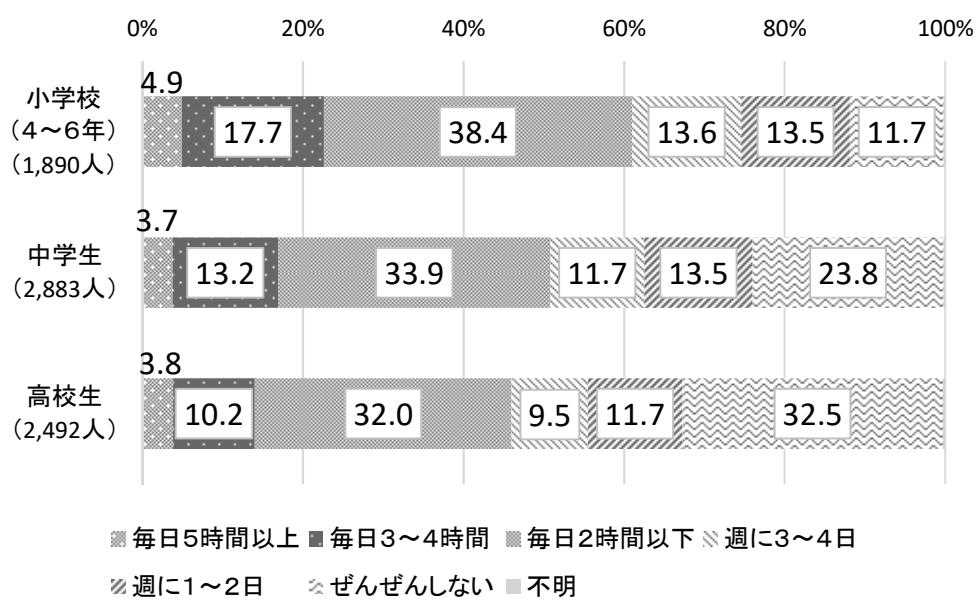
- 本市では、青少年の非行防止・健全育成に向け、街頭巡回指導に基づく見守り活動や環境浄化活動に取り組んでいます。青少年を取り巻くインターネットの利用環境が一層多様化する中で、健やかな成長を阻害する有害情報も氾濫し、犯罪被害につながるおそれも生じていることから、こどもが情報を適切に取捨選択して利用できるように情報活用能力を身に付ける必要があります。
- また、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるよう、学校、家庭、関係機関の連携・協力を強化し、保護者に対する普及啓発など有害環境対策のさらなる推進が必要となっています。
- 自分専用の情報機器を所持している子どもの割合が年々増加していることから、家庭での活用のあり方について、学校運営協議会やPTAで話題にするなど、学校、家庭、地域と連携しながら情報モラル教育の充実を図る必要があります。

【図表 4-25】街頭巡回声かけ・話しかけ人数および回数の推移

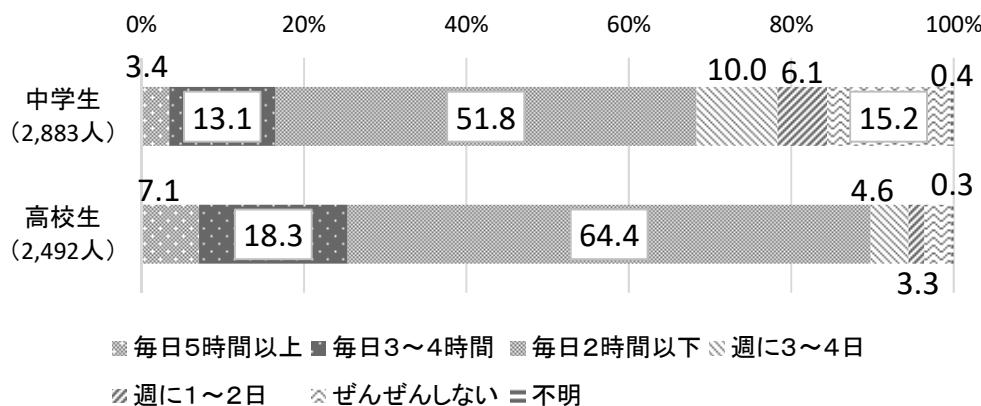


【図表 4-26】ゲーム、SNS、YouTube 等の頻度（こども調査）

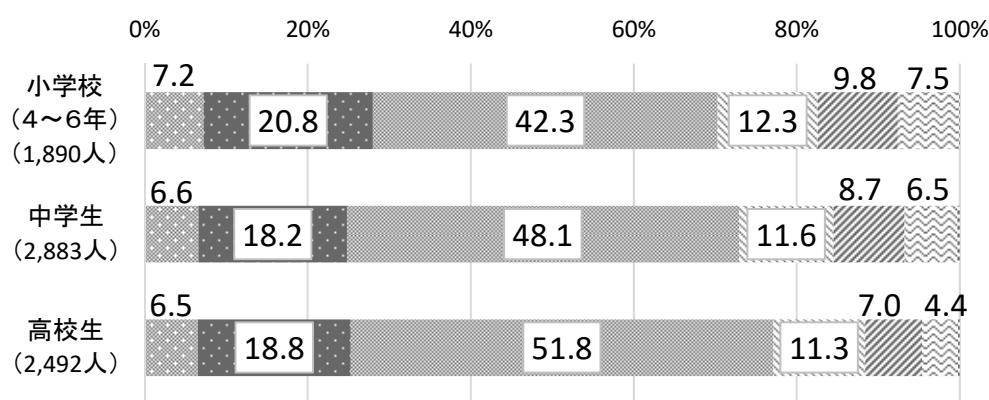
・ゲームをする頻度・時間



・SNSの利用頻度・時間



・Y o u T u b eなどの視聴頻度・時間



■毎日5時間以上 ■毎日3~4時間 ■毎日2時間以下 ■週に3~4日
■週に1~2日 ■ぜんぜんしない ■不明

【図表 4-27】安心して過ごせる居場所（こども調査）（若者調査）

安心して過ごせる居場所を「インターネット空間」と回答（複数選択）

(%)

小学校(1~3年) (1,795人)	19.5
小学校(4~6年) (1,890人)	16.6
中学生 (2,883人)	24.6
高校生 (2,492人)	17.1
若者 (980人)	10.1

【図表 4-28】悩み事を誰に相談するか（こども調査）（若者調査）

悩み事の相談相手について「インターネットを通じた知り合い」と回答（複数選択）

(%)

小学校(1~3年) (1,795人)	0.0
小学校(4~6年) (1,890人)	0.3
中学生 (2,883人)	1.6
高校生 (2,492人)	1.4
若者 (980人)	0.8

施策の方向性

○青少年健全育成活動の推進

- ◆ 青少年がトラブルや犯罪に巻き込まれることのないよう、地域の関係機関・団体等と連携を図りながら、有害環境対策に努めます。（少年指導センター）
- ◆ オンライン会議ソフトを活用し、生徒会の交流を行うなど、こどもたち自らがICTのよりよい活用について実践を通して検討する機会を設けます。（学校教育課）
- ◆ ネットトラブルの未然防止に向け、発達の段階を踏まえた系統的な情報モラル教育の充実を図ります。（学校教育課）

主な取組・事業

※作成中（以下は、参考として第4次子ども・子育て未来プランの取組・事業を記載したもの）

● 情報モラル教育の充実（学校教育課）

家庭や地域と連携し、情報モラル教育を推進できるよう、リーフレットを作成し、各校に配布する。こどもが主体となって、情報モラルについて考える取組を推進する。

● 環境浄化活動（少年指導センター）

関係機関・団体と連携を図りながら、青少年に有害な図書、DVD等の陳列・販売状況の確認や情報収集等の環境浄化活動を行う。

● 街頭巡回指導（少年指導センター）

少年非行の未然防止を図るため、少年指導委員が秋田駅周辺を定期的に巡回するほか、土崎港曳山まつりや竿燈まつりをはじめとする大規模イベントでの巡回や市内各地区での実情に応じた巡回を行う。

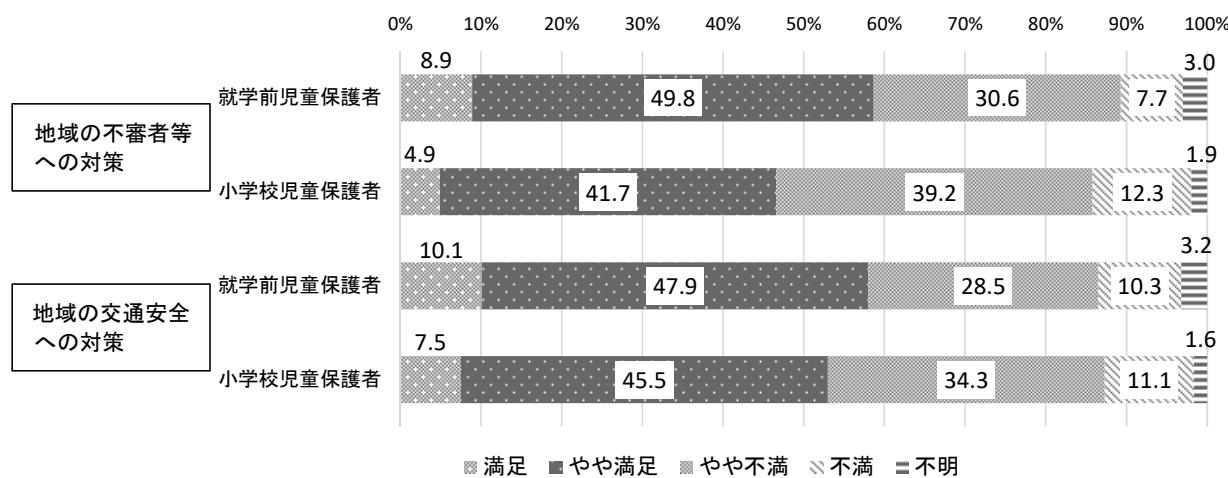
- 少年相談活動（少年指導センター）
相談専用電話「わかくさ相談電話」を設置し、青少年に関わるいろいろな悩みや心配事に専任の相談員が応じるほか、面談も行う。
- 青少年健全育成広報活動（少年指導センター）
青少年健全育成に関する情報を提供するほか、少年指導センターの活動を紹介する。
- 地区少年指導委員会活動（少年指導センター）
市内を9地区に分けて少年指導委員会を組織し、少年指導委員の資質や指導技術の向上を図るために研修会を開催するほか、各地区的関係機関・団体との連携・協力体制を構築する。
- 若年者等に対する消費者教育の推進（市民相談センター）
若年者や保護者等に対し、商品・サービスの契約に関する基礎知識や最新の消費生活に関する情報等を提供する取組を行う。

3 こどもの安全確保【施策 2-3】

現状と課題

- 地域の見守り隊員の高齢化が進み、人数も減少している中、こどもたちが交通事故や犯罪に巻き込まれることがないよう、地域住民、学校、家庭、関係機関等の連携を強化しながら、安全確保に努めていくことが必要となっています。
- 過去 10 年にわたり、交通事故における子どもの死者はないものの、負傷者は毎年発生している状況です。子どもへの効果的な交通安全教育等の推進が必要なほか、大人が交通事故防止に努める必要があります。地域住民および保護者等を対象としたスクールガード養成講習会の実施や、通学路における交通危険箇所の解消を目的とした合同点検を警察や道路管理者等と連携して実施するとともに、不審者情報等があった際には、「秋田っ子まもるメール」および秋田市公式LINEにより配信し、注意喚起を行っています。学校外において安心・安全に過ごせるよう学校、地域、警察等と引き続き連携し、こどもたちの安全確保に取り組む必要があります。
- 防災の基本は、自分で自分の身を守る「自助」であり、平常時からの防災に対する構えと心がけが重要となります。そのために、防災イベントや防災講話に職員を派遣するなど、防災知識や災害時の対応などの普及指導に努めています。学校では、発生時刻や災害の種類など様々な状況を想定した避難訓練を行うなど、災害時に主体的に判断し行動する力を身に付けさせるとともに、防災意識の醸成に努めています。また、各校において地域の地理的条件等を踏まえた防災計画の策定や避難訓練の実施に努めています。
- 生命（いのち）の安全教育は、保育現場においても重要なテーマであり、保育所等では、発達段階に合わせた内容で、遊びや生活を通して、安全な行動や嫌なことを「いや」と伝えることが重要なことを学ぶ機会を設けることが必要です。こどもだけでなく、保護者への説明や情報提供を行い、家庭と連携して取り組む必要があります。
- 市街地でのクマ目撃情報が相次いでおり、登下校時や学校敷地内での安全を確保するため、関係機関と連携するとともに、小中高等学校等に出没情報等を随時提供していく必要があります。

【図表 4-29】不審者対策、安全対策の満足度（ニーズ調査）



【図表 4-30】こどもの交通事故死傷者数の推移（中学生以下）

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
死傷者数	29	52	34	38	28

施策の方向性

○こどもの安全確保

- ◆ こどもを災害や交通事故、犯罪の被害から守るため、地域、学校、関係機関等との連携を強化するとともに、こどもが自らと他者の安全を守ることができるような教育や対策、こどもの安全に関する保護者への周知・啓発を進めます。（交通政策課等）
- ◆ 幼稚園・保育所を対象とした交通安全教室を実施することで交通マナー やモラルの向上に努め、ひいては交通事故の減少を図ります。（交通政策課）
- ◆ 季別毎の交通安全運動期間中のほか、交通安全に関する広報・啓発活動を実施し、交通事故防止を図ります。（交通政策課）
- ◆ こどもたちが上下校時に事故や犯罪に巻き込まれることがないよう、PTA、町内会、見守り隊、警察および道路管理者等と協力しながら、地域ぐるみで通学路の安全確保に努めます。また、小中高等学校等へクマ目撃・出没情報を提供するとともに、関係機関との連携強化に努めます。（学事課）
- ◆ 学校等においては、地域の実情やこどもの発達の段階に合わせ、教育活動全体を通じて防災教育を推進します。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校に

においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めます。(防災安全対策課)

- ◆ 地域で行う各種訓練等に小学生も参加することで防災意識の高揚を図ります。(防災安全対策課)
- ◆ 文科省が作成した教材や指導の手引きを活用し、各園の実情に合わせた「生命(いのち)の安全教室」を推進します。(子ども育成課)
- ◆ クマ対策に関する広報・啓発活動を実施するとともに、関係機関との連携を強化し、被害防止を図ります。(農地森林整備課)

主な取組・事業

※作成中（以下は、参考として第4次子ども・子育て未来プランの取組・事業を記載したもの）

- 交通安全教育事業（交通政策課）

幼稚園・保育所を対象とした交通安全教室を実施する。

- 交通安全普及・啓発事業（交通政策課）

季別毎の交通安全運動期間中のほか交通安全に関する広報・啓発活動を実施する。

- 防犯灯の整備（生活総務課）

防犯灯の不点灯などへの対応を行う。

- 防犯活動の推進（生活総務課）

地域で自主的に防犯活動を行う防犯協会の活動を支援する。

- 秋田っ子まもるメールの配信（学事課）

不審者に関する情報などを登録されたメールアドレスに配信する。合わせて、秋田市公式LINEの子育て情報の利用者にも配信する。

- スクールガード養成講習会の実施（学事課）

地域住民、保護者、各小学校教職員等を対象としたスクールガード養成講習会を市内3警察署の管内ごとに実施する。

- 通学時における安全確保と適切な指導（学事課）

学校、PTA、地域の町内会などで構成される安全対策委員会のパトロール活動などにより、安心して登下校できる環境づくりを進める。また、クマ目撃・出没情報に関して、関係機関での迅速な情報共有に努めるとともに、学校から保護者への注意喚起等を実施する。

- 各種防災訓練の推進（防災安全対策課）

地域で行う各種訓練等に小学生も参加することで防災意識の高揚を図る。

●

子どもの意見 「こんなまちになつたらいいな」「大人や市に言いたいこと」(自由記述・一部抜粋)

(安全確保に関する意見)

- ・クマがでないでほしい。あんしんしてあるいてがっこうにいきたい（小学校1～3年生）
- ・地震やいろいろな災害起きた時どうするかなど、防災計画や火事が起きた時の煙の道を渡る訓練を考えてくださいありがとうございます。（小学校4～6年生）
- ・事故や事件のないみんなが幸せでいられる街にしたい。（中学生）

4 こどもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備【施策 2-2-4】

現状と課題

- こどもたちが自立した人間として他者と共によりよく生きていくためには、自分らしい生き方を実現しようとする態度や他者を思いやる心、感動する心などを培うことを通して豊かな人間性を育んでいくことが重要であり、さらにインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、障がいのあるこどもと障がいのないこどもが、互いに認め合い共に生きていくこうとする姿勢を育むことが求められています。
- 道徳科や特別活動等において自分の思いや考えを表現し、互いに認め合う場面を設定するなど、相互の理解を深め、よりよい集団づくりを目指す活動の充実に取り組んでいます。引き続き、学校・家庭・地域が共通理解を図り、連携してこどもの道徳性を育む取組を推進する必要があります。
- 学校や地域が互いに支え合う体制づくりを推進するため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置している学校）等において、学校経営の方針などを共有するほか、学校と地域の連携のあり方や地域素材、外部人材を活用した取組などについて協議し、それぞれの立場や役割に応じた連携を図っています。
- こどもを取り巻く社会環境が著しく変化している中、思春期を中心に不安や悩みを抱えるこどもに対しては、保護者や関係機関と連携しながら、こどもの心に寄り添った対応が求められており、引き続き、相談体制等の充実に努めていく必要があります。
- こどもたちが確かな学力を身に付けることができるよう、互いに学び合う学習機会の充実を図るとともに、さらなる授業改善や教育環境の整備に努めていく必要があり、学校訪問指導や各教科等の研修を通して、確かな学力をはぐくむ学習指導の充実や、各教科等におけるＩＣＴの効果的な活用の推進を図っています。
- また、全国的にこどもたちの体力の低下が指摘される中、疾走能力をはじめとした体力・運動能力の向上が求められており、体育科の学習の充実をはじめ、運動に親しむ機会の拡充や運動習慣の確立を図っています。少子化が進む中ににおいて、こどもたちがスポーツ活動や芸術文化活動に親しむ機会を持続的に確保するため、地域での活動環境の整備が必要です。

○「コミュニティ・スクール」とは

コミュニティ・スクールは、学校に学校運営協議会を設置し、委員（教委から任命された保護者や地域住民等）が一定の権限をもって、学校運営の基本方針を承認し、教育活動について意見を述べるほか、家庭教育の充実や地域行事の活性化等に向け、学校からの協力を求めるなど、学校、家庭、地域が互いに支援し合い、より良い学校運営を目指す仕組です。

各校では、年数回、学校運営協議会を行い、こどもたちや学校の状況や課題等の協議、給食試食会の実施、学校評価についての協議等を行っています。また、学校で行う体験活動やクラブ活動への支援、ゲストティーチャーとして授業へ参加、登下校時の見守り隊やあいさつ運動等への協力など、学校の教育活動へ幅広く協力いただくななど、学校と地域が連携し、教育活動の充実を図っています。

施策の方向性

○こどもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

- ◆ 豊かな人間性をはぐくむ教育活動の充実を図ります。（学校教育課等）
- ◆ 専門的な知識を有する外部講師等を活用するなど、こどもたちが自他の生命を大切にする学習機会の充実を図ります。（学校教育課）
- ◆ 道徳教育推進教師を中心に、全教職員で道徳教育の目標や方向性について共通理解を図り、全教育活動を通じた道徳教育を推進します。（学校教育課）
- ◆ 家庭や地域との連携を一層推進するため、道徳教育と関連付けた地域での体験活動や地域人材の活用の充実を図ります。（学校教育課）
- ◆ 人と人との絆のすばらしさを実感する学習や集団活動、体験活動の充実を図ります。（学校教育課）
- ◆ 確かな学力をはぐくむ学習指導やICTの効果的な活用などについて理解を深める学校訪問や各教科等の研修の充実に努めます。（学校教育課）
- ◆ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、インクルーシブ教育の充実に努めます。（学校教育課）
- ◆ コミュニティ・スクール連絡協議会において、特色のある活動等を紹介し、各校の取組に生かすことにより、各協議会の運営の充実を図ります。（学校教育課）
- ◆ 各校の特色や地域性を生かし、保護者や地域の理解と協力を得ながら、こども同士、学校と家庭・地域との絆づくりを推進します。（学校教育課）

- ◆ 体育についての関心や、健康保持増進等の意欲を高められるよう、今後も小学校6年生を対象に陸上運動記録会を実施します。(学校教育課)
- ◆ 体を動かすことの楽しさを味わいながら体力の向上につながる運動実践例をまとめた指導資料を作成し、体育学習の指導の充実を図ります。(学校教育課)
- ◆ 本市の中学校部活動の地域移行グランドデザインをもとに、関係団体および関係課等と連携・協働を図り、休日の部活動の完全地域移行を目指します。(学校教育課)

主な取組・事業

※作成中（以下は、参考として第4次子ども・子育て未来プランの取組・事業を記載したもの）

- 「中学生サミット」の実施（学校教育課）

市内中学生がテーマに基づいて自ら企画し行動する「中学生サミット」を実施し、感動を分かち合い、豊かな感性を育む交流活動の充実を図る。
- 外国語指導助手（ALT）を活用した英語体験活動の提供（学校教育課）

教員と外国語指導助手（ALT）とのチームティーチングにより、英語によるコミュニケーション能力の向上を図る。
- 学校司書配置事業（学校教育課）

学校司書を市立全小・中学校に配置し、学校図書館の整備や児童生徒の調べ学習への支援の充実を図る。また、小・中学校の図書委員等を対象に選書などの体験活動を実施する。
- スクールカウンセラーの配置（学校教育課）

中学校にスクールカウンセラーを配置し、不安や悩みをもつ児童生徒や保護者の相談に応じるとともに、教職員と連携した対応を行う。
- 教育支援センター「すくうる・みらい」運営事業（学校教育課）

「すくうる・みらい」の運営に努めるとともに、校外体験活動、フレッシュフレンドの派遣、臨床心理士による相談活動等の各種事業を通して、不登校児童生徒やその保護者への支援の充実を図る。
- 学校訪問指導、教職員研修会の充実（学校教育課）

小・中学校における学習指導等の充実を図るために、学校訪問指導を通し助言等を行うとともに、教職員の指導力の向上にかかる教職員研修会の充実を図る。
- コミュニティ・スクール推進事業（学校教育課）

学校運営協議会委員から、特色ある教育活動や地域・保護者との連携のあり方など、学校運営についての意見や助言等を得ることにより、地域とともに学校づくりを推進する。
- 中学校部活動の地域移行の推進（学校教育課）

中学校部活動の地域展開に向け、まずは、休日の部活動の完全移行を推進するとともに、学校・スポーツ・文化芸術活動における各団体関係者と連携・協働を図りながら、地域全体で支えるスポーツ・文化芸術活動の環境整備を図る。

5 家庭や地域の教育力の向上【施策 2-2-5】

現状と課題

- 家族とのふれ合いを通じて、こどもが基本的な生活習慣や自立心、社会的なマナーナー等を身に付けていく上で、家庭は重要な役割を果たしていますが、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭を巡る環境が変化している中で、親族や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあります。
- 保護者が学ぶことや、身近に相談相手がない状況にある保護者の乳幼児期の心身の発達（しつけ、ことば、情緒、社会性など）や小・中・高生の家庭教育上の相談に対する支援のほか、地域における多様な活動体験やスポーツ活動を通して、こどもの基本的な生活習慣や自立心等を社会全体で育んでいくことが必要となっており、今後も、相談を必要とする保護者のため更に制度の周知を図っていく必要があります。

【図表 4-31】子育てに関する情報をどこ（誰）から入手しているか（ニーズ調査）

就学前児童の親

項目名	回答者数	割合(%)
1 友人や知人	543	69.2
2 幼稚園、保育所、認定こども園	490	62.4
3 インターネット	465	59.2
4 親族(親・きょうだいなど)	429	54.6
5 「広報あきた」など市の情報誌	222	28.3
6 テレビ、ラジオ、新聞	126	16.1
7 子育てアプリ	123	15.7
8 市LINE公式アカウント「秋田市子育てLINE」	120	15.3
9 子育て雑誌・育児書	114	14.5
10 かかりつけの医師	90	11.5

小学校児童の親

項目名	回答者数	割合(%)
1 友人や知人	498	68.1
2 学校	453	62.0
3 インターネット	380	52.0
4 親族(親・きょうだいなど)	334	45.7
5 「広報あきた」など市の情報誌	311	42.5
6 幼稚園、保育所、認定こども園	219	30.0
7 テレビ、ラジオ、新聞	163	22.3
8 かかりつけの医師	91	12.4
9 市LINE公式アカウント「秋田市子育てLINE」	90	12.3
10 子育て雑誌・育児書	82	11.2

※複数選択。10位まで掲載。

施策の方向性

○家庭や地域の教育力の向上

- ◆ 保護者が学ぶことができる学習機会の充実や、保護者を対象とした相談事業など、地域社会全体の教育力の向上に取り組みます。（生涯学習室）
- ◆ 市民の誰もが生涯にわたってスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社

会の実現を目指し、幅広い年齢層が身近な地域でスポーツに触れることができる環境の整備に努めます。（スポーツ振興課）

主な取組・事業

※作成中（以下は、参考として第4次子ども・子育て未来プランの取組・事業を記載したもの）

- **子ども家庭相談（子育て相談支援課）**

子ども家庭センターにおいて、こどもとその家庭等の相談に応じ、必要な支援を行う。

- **家庭教育相談事業（生涯学習室）**

電話や面接での相談や保育施設等への訪問相談を行う。また、市民サービスセンター等で実施している乳幼児教育学級等に助言を行う講師を派遣する。

- **乳幼児学級等（生涯学習室）**

市民サービスセンター等において、地域の子育て経験者や学習ボランティアと連携し、乳幼児を持つ親と子に交流の機会を提供しながら、こどもを取り巻く諸問題や家庭でのしつけの大切さなど、子育てに関する様々な学習機会を提供することにより、家庭の教育力の向上を図る。

- **家庭教育学級（生涯学習室）**

市民サービスセンター等において、子育てに関する学習機会を提供する家庭教育学級を開催する。また、仕事を持っている女性や、父親の家庭教育への参加の重要性が高まっていることから、参加しやすい曜日や時間設定で開催する。

- **かぞくぶっくぱっく事業（中央図書館明徳館）**

普段あまり手に取ることのないジャンルや作者との新しい出会いが期待できるよう、さまざまな内容かつ世代別の本を詰め合わせた福袋的なパックを用意し貸し出す。

- **放課後子ども教室推進事業（再掲）（子ども福祉課）**

児童館等において、児童館運営委員会や地域のボランティア組織である児童育成クラブ等地域の様々な資質を有する多くの方々の協力を得ながら、放課後のこどもたちに健全な遊びの場、様々な体験・交流・学習の機会、安全・安心なこどもの居場所を提供する。

- **子ども会活動の表彰（子ども福祉課）**

特に優れた活動をしている子ども会や子ども会世話人を表彰し、広く活動の奨励を図る。

- **世代間交流事業（生涯学習室）**

市民サービスセンター等において、こどもが高齢者との交流を通じ、心のふれあいや相互交流を深め、豊かな人間性を育むとともに、地域の伝統文化や歴史を学ぶ機会を提供する。

- **幼児スポーツ教室（スポーツ振興課）**

幼稚園児等を対象としたスポーツ教室を開催し、運動遊びを通して体を動かす楽しさを体験させる。

- **親子なかよし体操教室（スポーツ振興課）**

未就学児と親を対象に親子で楽しむ運動遊び教室を開催し、活動的な行動習慣を身につけさせる。

- **スポーツ少年団の育成・支援（スポーツ振興課）**
種目別交流大会の開催や指導者の保険料の助成、ジュニア指導者養成セミナー等の開催により、スポーツ少年団活動を活性化する。
- **学校体育施設の開放事業（スポーツ振興課、教育委員会総務課）**
地域の学校体育施設を利用して市民の健康・体力の保持増進を図るため、市立小学校の体育館およびグラウンドを無料開放する。
- **民生委員活動推進事業（福祉総務課地域福祉推進室）**
民生委員・児童委員の指揮監督、推薦および研修を行うとともに、民生委員・児童委員、民生委員推薦会、民生児童委員協議会に関する費用を負担する。
-
-

6 いじめ問題への対応【施策 2-2-6】

現状と課題

- いじめ（学校内外は問わない、インターネットを通じて行われるものも含む）は、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を侵害するとともに心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけではなく、命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、いじめ防止の対策については、各校の「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域が連携を図りながら組織的な取組の充実を図る必要があります。
- いじめの未然防止については、子どもたちが互いのよさや違いを認め尊重し合う学級づくりや集団づくりの推進が重要であり、各校では、学級活動、児童会・生徒会活動等における取組を通して、「いじめの起こりにくい学校づくり」の気運の醸成を図っています。
- 各校では、いじめの未然防止や早期発見のために、定期的にアンケート調査を行い、子どもたちの悩みを受け止めるとともに、面談等を通して実態の把握に努めています。
- いじめの事案が発生した際は、何よりも優先して組織的に対応し、いじめが解消するまで子どもを見守り、心に寄り添った支援を行う必要があります。
- また、いじめられた子どもに対し、本人の心情に配慮した支援に努めるほか、いじめた子どもに対しても、いじめの背景を踏まえた指導を行うなど、丁寧で、組織的な対応をするとともに、子どもの心のケアを図る継続的な事後指導を充実させる必要があります。

施策の方向性

○いじめ問題への対応

- ◆ 学校の教育活動全体を通じ、全ての子どもに「いじめは決して許されない」との理解を促すとともに、授業や行事を通して、子ども一人ひとりが自己有用感や充実感を感じ、学校や学級が居心地のよい場所となるような集団づくりに努めます。（学校教育課）
- ◆ 子どもたちの中から「いじめを生まない学校づくり」の気運が高まるよう、学級活動、児童会・生徒会等における子ども主体の取組を推進します。（学校教育課）
- ◆ いじめを相談しやすい体制を構築し、子どもや保護者との信頼関係づくりに努

めます。(学校教育課)

- ◆ P T Aや学校運営協議会などの機会を通し、学校のいじめ防止の取組や対応について共通理解を図るなど、学校・家庭・地域の連携による組織的な取組を推進します。(学校教育課)
- ◆ 学校訪問指導や教職員研修会、校長会等、あらゆる機会を通して、こどもの心に寄り添った生徒指導の充実およびいじめの未然防止や組織的かつ迅速な対応などの、いじめ防止の取組が推進されるよう周知を図ります。(学校教育課)
- ◆ 秋田市いじめ対策委員会および秋田市いじめ問題対策連絡協議会における協議や助言等を踏まえ、関係機関と連携を図りながら、本市のいじめ防止や組織的な対応等の取組の充実に努めます。(学校教育課)
- ◆ スクールロイヤーの活用について周知を図り、学校で発生する諸問題に対し、法的立場から助言を得ることで、迅速かつ適切な対応が図られるよう、学校の支援に努めます。(学校教育課)

主な取組・事業

- ※作成中
-
-
-
-
-

7 不登校のこどもへの支援【施策 2-2-7】

現状と課題

- 不登校の児童生徒数が年々増加する中、家庭や地域との連携を図りながら未然防止に向けた取組の充実を図るとともに、こどもが自らの進路を主体的にとらえ、社会的に自立できるよう、それぞれの状況に応じたきめ細かな対応が求められています。
- 不登校の未然防止を図るために、一人ひとりが活躍できる場面を設定し、こどもたちが互いのよさや違いを認め尊重し合う学級づくりや集団づくりに取り組むとともに、自己有用感や充実感を感じることができる学習活動を充実させる必要があります。
- 様々な悩みや不安を抱えるこどもや保護者の心情を受け止め、それに寄り添った支援ができるよう、教育相談の充実を図る必要があります。
- 教育支援センター「すくうる・みらい」や校内教育支援センター等、学校内外にこどもたちが安心して過ごせる居場所や多様な学びの場を整えるほか、ICTを活用したオンライン学習や家庭学習の支援を工夫するなど、学びの継続を支える取組を充実させる必要があります。
- スクールカウンセラーなど、専門的な知見を有する人材の活用や子育てに関する関係機関とより一層の連携を図るほか、保護者への情報提供の充実のため、民間フリースクールと情報共有を図るなど、今後も連携していく必要があります。

施策の方向性

○不登校のこどもへの支援

- ◆ 不登校の未然防止を図るため、人間関係を築く力をはぐくむ集団づくりや、自己有用感を実感できる授業づくりを行うとともに、保護者等と連携を図りながら、こども一人ひとりの状況や発達の特性に応じた支援に努めます。(学校教育課)
- ◆ 不登校対応コーディネーター(校内で不登校の子どもの支援や対応を担当する教師)を中心とした組織的な取組を推進し、こどもや保護者の心情を受け止め、支援する環境づくりに努めるとともに、スクールカウンセラーや広域カウンセラー、関係機関等を効果的に活用した教育相談体制の充実を図ります。(学校教育課)

- ◆ I C Tを活用したオンライン学習や家庭学習の支援を行うなど、一人ひとりの状況に応じた学習支援に努めます。（学校教育課）
- ◆ 不登校児童等の登校支援や、教室での学習が困難な状況にある児童の学びの場を確保するため、市立小学校の校内教育支援センターに、学習支援や生活支援、学級担任等との連絡調整等を行う支援員を配置します。学校教育課）
- ◆ 学校に通うことが困難な不登校児童生徒が、自らのペースや心身の状況に応じて学ぶことができるよう、柔軟な教育課程を編成し、特色ある教育活動を実施する「学びの多様化学校」を令和9年4月に開校します。（学校教育課）
- ◆ 民間フリースクールと定期的に情報を共有するとともに、保護者を対象とする相談会において、各施設の活動内容等を紹介します。（学校教育課）

主な取組・事業

-
-
-
-

※作成中

子どもの意見 「こんなまちになつたらいいな」「大人や市に言いたいこと」（自由記述・一部抜粋）

（いじめ、不登校に関する意見）

- ・いじめとかがない平和な学校にしたいです。（小学校1～3年生）
- ・いじめなどで自殺や不登校になつたり悩んだりする子がいなくて皆が楽しいと思える町になって欲しいです。（小学校4～6年生）
- ・子供たちが大人にしっかり守ってもらえる、そして「いじめ」に危機感を持って、その人が子どもでも大人でも、真面目に一人ひとりの話を聞いてくれる人がそばに居るようなまちになってほしい。（中学生）

基本施策 2-3 【ライフステージⅢ】青年期の若者への支援

青年期の若者が自分らしく働き、安心して暮らしを築けるよう、就職支援や働く環境を整えるとともに、社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者や結婚を希望する方へ支援します。

1 青年期の若者への支援【施策 2-3-1】

現状と課題

- 若者の県外流出の抑制やふるさと回帰を促進するため、就職を希望する高校生への地元就職の意識付けや、大学生等と市内企業とのマッチング機会の創出に努めているほか、給与水準の高い首都圏企業の誘致により新たな雇用の場の創出に取り組んでいますが、新規学卒者の市内就職率を一層高めていく必要があります。
- また、女性が出産、育児、介護等のライフイベントに伴う変化があっても希望する働き方ができるよう、在宅ワークに必要なデジタルスキルの習得を支援するなど多様な働きに対応できる環境づくりに取り組んでしていく必要があります。
- 修学および就業のいずれもしておらず、社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者に対しては、「社会的・職業的自立」に向けた支援が必要となっています。また、進学や就職、人間関係について悩みや不安を抱えたり、誰にも相談できず孤独やストレスを感じている若者をサポートする必要があります。
- 結婚の希望が叶えられない大きな理由としては、経済的事情や仕事の問題のほか「適当な相手にめぐり会わないのであるから」であり、「若者調査」によると、結婚相手との理想の出会い方は「趣味を通じて（43.3%）」と回答した人が最も多くなっています。

【図表 4-32】県内就職決定率（ハローワーク秋田管内）

(%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規高校卒業者	80.1	82.4	79.4	78.2	77.5
新規大学等卒業者	46.7	48.5	46.3	44.9	42.6

※大学等：大学、短期大学、高等専門学校、専修学校

※出典：秋田労働局

【図表 4-33】結婚を希望するが、現在、独身でいる理由（3つまで選択）（若者調査）

（%）

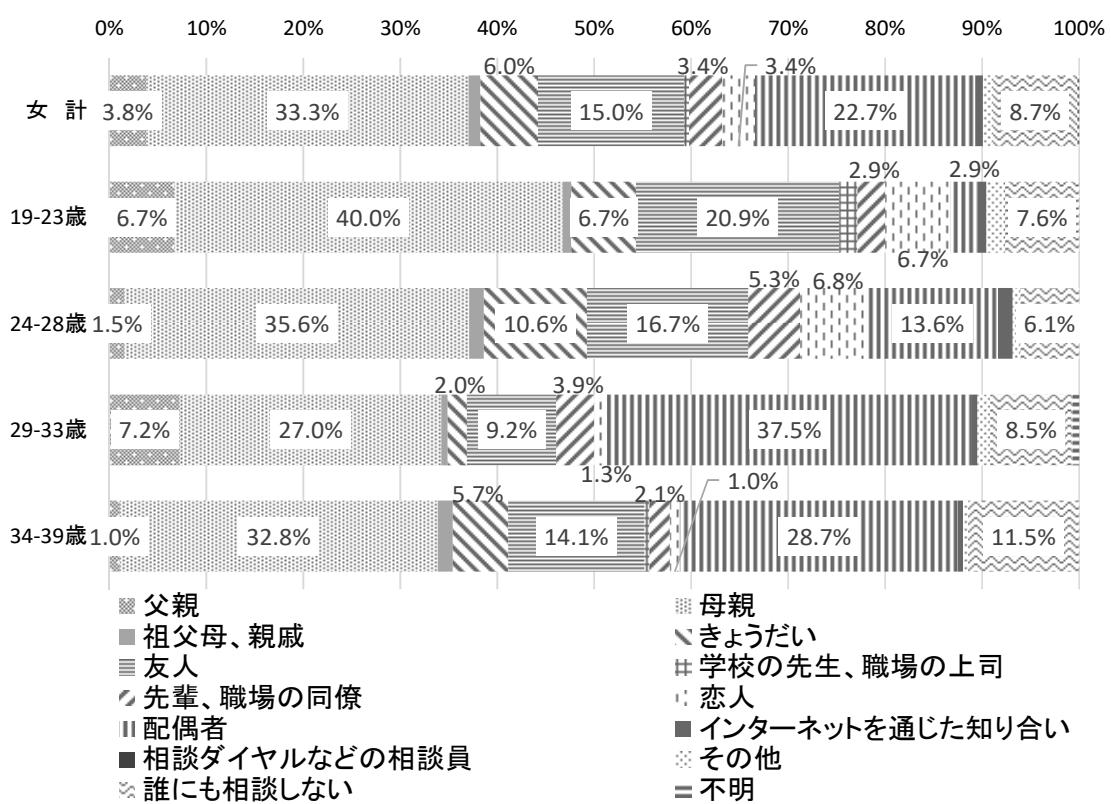
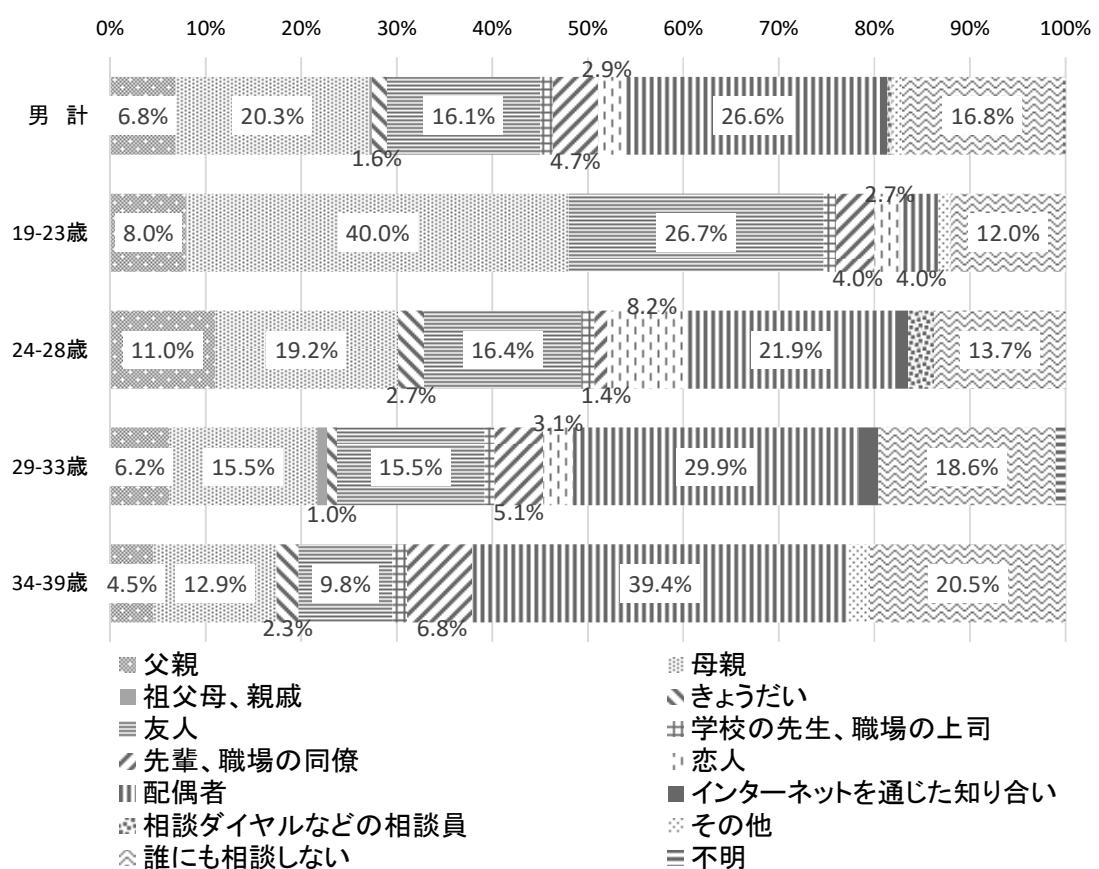
	結婚するにはまだ若すぎる	結婚する必要性を感じない	今は、仕事（学業）に打ち込みたい	独身の自由さや気楽さを失いたくない	適当な相手にめぐり会わないから	異性とうまく付き合えない	結婚資金が足りない
全体	24.0	16.8	20.4	22.6	52.3	17.6	23.7
19-23歳	54.9	15.8	30.8	13.5	49.6	13.5	24.1
24-28歳	10.5	19.3	19.3	24.6	47.4	13.2	25.4
29-33歳	1.7	16.9	8.5	25.4	62.7	28.8	25.4
34-39歳	0.0	13.7	9.8	41.2	62.7	25.5	19.6
	結婚生活のための住居のめどが立たない	親や周囲が結婚に同意しない（だろう）	夫婦別姓が認められていない	同性婚が認められていない	その他	すでに結婚が決まっている	不明
全体	8.3	2.8	0.3	0.6	7.2	4.1	1.1
19-23歳	7.5	1.5	0.0	0.0	1.5	1.5	0.0
24-28歳	14.9	3.5	0.9	0.0	9.6	8.8	0.9
29-33歳	5.1	3.4	0.0	0.0	10.2	5.1	0.0
34-39歳	0.0	3.9	0.0	2.0	11.8	0.0	3.9

【図表 4-34】結婚を希望する人の、結婚相手との理想の出会い（3つまで選択）（若者調査）

（%）

	職場（アルバイト含む）や仕事で	学校で	友人・きょうだいを通じて	街なかや旅先での偶然	趣味を通じて	幼なじみ・隣人関係	合コンなどの飲み会・イベントで
全体	35.3	12.4	33.6	16.0	43.3	11.6	9.4
19-23歳	42.9	24.8	38.3	15.8	35.3	18.0	8.3
24-28歳	36.8	8.8	33.3	13.2	40.4	7.9	9.6
29-33歳	25.4	1.7	22.0	23.7	55.9	3.4	11.9
34-39歳	25.5	2.0	37.3	13.7	56.9	9.8	9.8
	お見合い（親戚・上役などの紹介を含む）	結婚相談所（オンラインを含む）	SNSやマッチングアプリ	その他	特にこだわらない	不明	
全体	2.2	2.2	9.1	0.8	26.2	0.3	
19-23歳	2.3	0.8	5.3	0.0	20.3	0.8	
24-28歳	2.6	1.8	10.5	2.6	28.9	0.0	
29-33歳	0.0	5.1	15.3	0.0	33.9	0.0	
34-39歳	3.9	3.9	7.8	0.0	23.5	0.0	

【図表 4-35】悩みの相談相手（年齢区分別）（若者調査）



施策の方向性

○若者への就職支援と自分らしく働くことができる環境の整備

- ◆ 若者や女性の市内定着を促進するため、魅力ある多種多様な企業の誘致に加え、誰もが働きやすい職場環境の整備に努めるとともに、就職におけるミスマッチの解消を図り、不本意な早期離職の抑制および定着率の向上を図ります。(企業立地雇用課)
- ◆ 新規学卒者等に対し、地元就職応援金の支給を検討します。(企業立地雇用課)
- ◆ 企業インターンシップを促進し、将来の就職マッチングにつなげます。(企業立地雇用課)
- ◆ 女性が仕事と生活を両立し、自分らしく働き続ける環境づくりに取り組みます。(生活総務課)

○社会的自立に困難を有する若者への支援

- ◆ 働くことや社会活動に参加することが困難な若者に対して、職業体験による就労支援を行うほか、社会人として求められる基礎的な能力の向上を図り、進路の決定・定着につなげます。(子ども総務課)

○結婚を希望する方への支援

- ◆ 結婚を望む若者の出会いや結婚の支援に取り組みます。(子ども総務課)

主な取組・事業

※作成中（以下は、参考として第4次子ども・子育て未来プランの取組・事業を記載したもの）

● 新卒者地元就職促進事業（企業立地雇用課）

大学生等を対象とした市内企業研究会、高校教諭等を対象とした市内企業の職場見学会、市内企業の採用情報を掲載したガイドブックの作成および高校生を対象とした就職支援講座を実施する。また、企業の採用情報発信費用を補助するほか、企業インターンシップを促進する。

● 若者定着支援事業（企業立地雇用課）

地元就職応援金を支給するほか、新卒新入社員を対象とした「フレッシュマンの集い」と、入社2年目以降の若手社員を対象とした「ステップアップ研修」を開催する。また、雇用関係団体の人材育成に係る費用を補助する。

● 女性活躍推進事業（生活総務課）

女性のキャリア形成や誰もが活躍し働きやすい職場づくりを推進するセミナーや、多様な働き方に対応する講座などを実施する。

- **若者自立支援事業（子ども総務課）**

社会参加に困難を有する若者に対して、職業体験による就労支援を行うほか、体験後のフォローアップや各種資格の取得などにより、就労の決定・定着を図る。

- **ふたりの出会い応援事業（子ども総務課）**

あきた結婚支援センターの登録料を補助することで、センターへの会員登録を促し、マッチングの支援を受けやすくする。

- **あきた結婚支援センターとの連携による結婚支援（子ども総務課）**

あきた結婚支援センターの運営経費の一部を負担するほか、センターと連携し事業を周知する。

- **結婚新生活支援事業（子ども総務課）**

夫婦ともに39歳以下の新婚世帯に対し、新居に係る費用の一部を補助する。

●
子どもの意見 「こんなまちになつたらいいな」「大人や市に言いたいこと」(自由記述・一部抜粋)

(若年層への支援に関する意見)

- ・秋田に若者を残したいなら、どんな都会より秋田に住み続けたい魅力がないといけないと思うので奨学金や秋田で働くことで手当が出るなど、住み続けやすい理由が必要だと感じる。(中学生)
- ・市内の産業や仕事について、若者が興味持てるような宣伝やcmを作り、発展した秋田市にしてほしい。(中学生)

